

序——コロナ禍における監視と自由

このたび『専修大学法学研究所紀要』第46号『公法の諸問題X』を無事に刊行するに至った。執筆の労をとって下さった久保田祐介所員、白藤博行所員、谷口智紀所員、晴山一穂客員所員、増田英敏所員、山本直毅客員所員、編集を務めていただいた事務局の二本柳高信所員に心より感謝申し上げたい。

今回の紀要は公法に関する論文集である。公法とは何かというと、これは議論百出の大問題で、その定義も、そして数多ある法のどれを公法に含めるかについても確定的なことは言えない。ただ今日でも、学説上は異論が多々あるものの、公法と私法が二元的に区別され、対語として使われることが多いことからすれば、古代ローマに起源をもつ公私の区別が漠然とであれ生き続けていると言えよう。「公」は人々皆に関わること、あるいは人々を統治する政府に関わることであり、「私」は人ひとりに関わることである。公法は前者を、私法は後者を律する法であるという理解は、厳密には支持されないだろうが、一般には共有されていると思われる。この公私の分岐点になったのが、西欧近代である。その核心とも言える概念が「個人の自由」である。私的所有権絶対や私的自治といった近代私法の原則は、そこで生まれた「個人の自由」に基づいている。公法もまた、「個人の自由」を前提とした統治機構の規律を意図している。2020年12月になっても猛威を振るい続けているコロナ禍は、この根本的な概念に挑戦しているといっても過言ではない。

新型コロナウイルスは2019年9月から世界的に広まった可能性も指摘されているが、明確な報告としては、同年12月下旬に武漢市で発生した原因不明の肺炎のクラスターが最初である。それを報告した武漢市の医師は人から人への感染を確認するが、翌年1月1日に武漢市政府によってデマとして自己

批判を強要され口止めされた。1月7日に原因が新型コロナウイルスであることが確認され、12日に遺伝子配列が全世界に公開された。新型コロナウイルスは1月中に中国全土に広まるとともに、世界中で感染者が確認されるようになる。2月11日にWHOは、新型コロナウイルスの感染が引き起こす疾患をCOVID-19と命名した。この頃から世界中で感染者が増え続け、それから10ヶ月後の12月に感染者は7千万人を超え、死者も150万人を超えた。同じ感染症でも中世の黒死病や近代のペストがエピソードであったのに対し、今般のコロナ禍は世界中の至る所に拡がるパンデミックである。今日の世界は気候変動、人口増大、資源枯渇、核兵器、食料危機といった危機にも直面しているが、皆が差し迫った脅威と感じるという点で、コロナ禍はそれらを凌ぐ危機である。

世界中の感染が収まらないなか、いち早く感染を取めた国が中国である。コロナ禍の震源地となった武漢市はすぐに強権的に都市封鎖され、それが解除された翌5月に強制的に1千万人の住民のPCR検査を行った。そこで300人の無症状の陽性者が見つかって隔離されて以降、市中感染は確認されていない。武漢市の対策は他の都市のモデルとなり、中国全土で徹底した感染防止対策がとられた結果、感染拡大は抑え込まれ、9～11月の3ヶ月の感染者数は500人未満になった。これは12月中旬に増加したときの東京の1日あたり感染者数より少ない。対策の要になったのが政府による監視である。中国では、もともと鉄道や飛行機で移動するさいに身分証を提示しなければならない。そしてまた、スマートフォンの全地球測位システム（GPS）がもたらす位置情報、買物履歴、そして2億台を超える監視カメラから得られるビッグデータをAIに読み込ませ、すべての人の行動を政府が把握できるようになっていた。ちなみに日本の監視カメラは500万台で、中国の40分の1にすぎない。こうした国家主導のAIによるパーソナルデータの蓄積が今回は大いに役立った。コロナ禍では、感染者との濃厚接触を通知する接触確認アプリを導入し、それを提示しなければ、さまざまな施設への立入りはできない

ようにした。これによって濃厚接触者をすぐに割り出し、PCR検査にかけることができた。さらに、クラスターが発生した都市や地域には、いち早くロックダウンを命じた。このような措置により、中国全土に拡大した新型コロナウイルス感染を、いち早く抑え込むことができた。

AIとビッグデータを用いるという点で言えば、その利用目的がまったく異なる組織にも目を向ける必要がある。GAFAと呼ばれるIT業界の4強である。GAFAはコロナ禍にも関わらず、というよりもむしろそれゆえに強化している。たとえばAmazonの2020年度第2四半期の決算報告によれば、売上は40%増の889億ドル、利益は52億ドルとなった。創業者のジェフ・ベゾスの資産は1385億ドルで、モンゴルの名目GDPとほぼ同じである。IT業界だけでなく、資金力で資本主義世界の覇権もとりそうな勢いである。GAFAの特徴は、AIとビッグデータを活用して人間の心理に働きかけ、それによってつながる人間の数が多くなれば多くなるほど収益があがり、アクセスした人の利便性も増すという仕組みにある。企業の目的は収益アップであるから、つながる人を多くすることだけが目的になる。そこに支配とか監視、あるいはイデオロギーや規範や権力といった政治的なものはない。しかし、それがないがために、法が許容する範囲なら、人のつながりを増やすためにいかなるメッセージでも流し、いかなる技術でも用いることを厭わないだろう。とくに問題になるのは、第一に、消費者のプライバシーに関するビッグデータを蓄積していることだ。GAFAに政治的関心はないだろうが、それが政治利用されないという保証はない。現に、2016年のアメリカ大統領選挙でそれが不正に利用されたという疑いが浮上している。しかし、より深刻なのは、消費者の内面に入り込んで操作する技術を開発していることだ。消費者の性格を割り出し、ファッションであれ嗜好品であれ政治であれ、消費者の好む情報を提供するアルゴリズムは、消費者を一定の方向に導くものへと進化するだろう。

個人の内面に入り込むという点で、中国の監視はGAFAの戦略と同じだ。

全世界で1600万部以上を売り上げた『サピエンス全史』（柴田裕之訳、河出書房新社、2016年）を書いたイスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリは、今年3月『タイム』紙や『フィナンシャル・タイムズ紙』に寄稿し、今回のコロナ禍が歴史的に重大な分岐点になることを指摘している（『緊急提言・パンデミック』柴田裕之訳、河出書房新社、2020年）。それは「体外」監視から「皮下」監視への移行である。ハラリによれば、新型コロナウイルスの場合、監視の対象となるのは、何をクリックしたかではなく、クリックした指から分かる体温と血圧である。そこで得られたデータを解析するアルゴリズムがあれば、どこに行き誰と会うかだけでなく、病気かどうかまで政府は把握できる。顔認証型アプリでモニタリングすれば、精神状態によって変化する血流までも読み取れる。スマートフォンだけでなく、監視カメラにもこの技術を取り入れることができる。それはもはや人の存在を認識するだけでなく、その人の生体や内面までも監視できるようにする装置である。それが分かれば、感染症の拡大をすぐに止めることができるが、それとともにこのことが新しい監視体制を正当化する理由になる。体温や血圧だけでなく、喜びや怒りなどさまざまな生体情報のモニタリングができれば、感情や意志を予測するだけでなく、それを操作することも可能になる。監視体制をさらに厳格化し、もしリストバンド型の生体情報センサーが義務づけられれば、独裁者の演説に怒りの感情をもっただけで一卷の終わりとなる。こうなればデータのハッキングやSNSの書き込みの監視など何の意味もなくなるだろう。

ハラリが論じるような、こうした監視を行う独裁は、ゲシュタポや特高警察やKGBを使った独裁とはまったく次元が異なる。ジョージ・オーウェルでさえ想像もつかなかったような全体主義である。中国はこうした形態の独裁に進みつつあるように思われる。そしてそれが緊急事態の一時的な措置だとしても、その後も続くことは十分にある。ハラリが言うように、プライバシーと健康のどちらを選ぶかという問題に還元されれば、多くは後者を選ぶからだ。実

際、中国は感染抑止成功をバネに、6月にITやビッグデータを利用した都市整備の国際標準化を提唱している。また、アフリカのいくつかの都市では中国の支援により監視型の都市整備を行い、治安の大幅な改善が見られたとの報告がある。もちろん、コロナ禍で監視システムを使う国がすべてそうなるというわけではない。実際のところ、韓国・台湾・シンガポールは追跡用アプリを使っているものの、十分な情報提供と国民の意欲的な協力が大きな拠り所になっていた。そしてそれによって感染拡大をかなり防ぐことができた。それに較べて日本や欧米はプライバシーに配慮して、それに消極的だ。日本の接触確認アプリ（COCOA）はダウンロードも感染者の登録も任意で、どちらも20%以下なので、有効に機能しているとは言い難い。日本は欧米と較べれば感染者や死者が少なく、それには伝統的な文化や慣習を含めていろいろな要因があるだろう。しかし、東アジアの中国や韓国や台湾に較べれば多い。これは追跡用アプリの有効性に因るところが多いと思われる。

したがって、コロナ禍を機に、健康管理の目的で民主主義国家の間でも、この種の監視型のアプリを使うことが増える可能性は高い。問題は、どこまでの情報なら他者に渡すことができるか、そしてこの他者は誰か、ということだ。もしこの情報が無制限で、この他者が国家秩序を管轄する治安機関なら、IT独裁に行き着くことは容易に想像できる。今日のAIは人間に最適解を提示し、思考と行動を操作できるまでになっている。それが進めば、人間は自分では意識しないままに、完全に操作されるまでになるだろう。それは「個人の自由」の対極にある状態である。では、民主主義を維持したまま監視を導入するなら、どこまでが許容できるだろうか。

近代の政治的始原になった「個人の自由」は、国家秩序の維持に必要な最低限の範囲での行動の制限を受け入れた。その場合でも、「個人の自由」の核にある「良心の自由」ないし「思想の自由」を侵害することは絶対に認められなかった。しかし、今日問題になっているのは、行動ではなく生体情報である。

そしてそれは操作によって人間の行動と心を操れる情報である。いったん独裁者がそうしたデータとアルゴリズムを手に入れば、一般市民は反抗する気になることさえ難しいだろう。つまり、自由の侵害とか不自由と感ずることなく、支配者の監視と操作によって動かされることが可能になるのである。今必要なのは何かであろうか。まず第一に、「個人の自由」という概念の問い直しである。自由とは何か、何を以て自由と云うのか、忍び寄る危機を前にこのことを確認する必要がある。そして次に、それをいかなる法と政治によって守れるかを検討しなければならない。ハラリーは、国家の治安機関とはまったく別の第三者機関が個人の情報を管理するとともに、各人がそれのもつ自分の情報すべてに関していつでもアクセスできるようにすること、そして国家機関を市民がモニタリングできる仕組みを提唱する。もちろんそれですべてが事足りるわけではないだろう。AIの発達は日進月歩であり、そうした仕組みすら乗り越える新たな支配と監視の仕組みができることは、ほぼ間違いないからだ。だから常に仕組みを検証することが必要であり、そのためにも「個人の自由」とは何かを問い続けなければならない。

2020年12月24日

専修大学法学研究所所長 深澤民司